

仕様書

1 業務件名 フルカラー複合機の賃貸借並びに保守及び消耗品等の供給

2 契約期間 令和6年9月1日から令和11年8月31日(60ヶ月)
地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行う。

○ 設置場所 宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県福祉保健部医療政策課

3 基本性能 次の条件を満たすもの

基本仕様／ コピー機能	解像度	読み込み600dpi×600dpi以上
	給紙段数	4段以上+手差しトレイ
	給紙容量	500枚以上×4段以上+手差し50枚以上
	対応用紙サイズ	A3～B5、はがき
	カラー対応	フルカラー
	ウォームアップタイム	40秒以下
	ファーストコピー時間	モノクロ:5秒以下、カラー:8秒以下
	連続複写速度(モノクロ)	35枚以上/分(A4ヨコ)
	連続複写速度(カラー)	35枚以上/分(A4ヨコ)
	複写倍率	25%～400%(1%単位の任意設定が可能であること。)
	自動両面原稿送り装置	原稿収容可能枚数100枚以上であること
	両面原稿同時読み込み	自動原稿送り装置は1回の読み込みで両面印刷原稿を両面同時に読み取ることができる
	自動両面コピー／印刷	できること
	仕上げ機能	ステープル(コーナー・ダブル)の機能を有するサドルフィニッシャーが搭載されていること。
プリンター 機能	プリンター機能については基本仕様と同等の処理能力があること。 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-Tのインターフェースを有すること	
スキャナー 機能	A3サイズでフルカラー対応のネットワークスキャナー機能を持つこと。	
	スキャンデータはPDF/JPEG/TIFF形式で保存できること。	
	スキャンデータは複合機内の保存領域に保存でき、クライアントパソコンからの操作で取り込みできること	
	メール転送で職員のパソコンへ保存できること	
FAX機能	G3、一般加入電話回線(PSTN)に対応していること	
	200件以上短縮ダイヤル登録ができること。	
	FAX受信用として、コピー及び印刷と仕分けができる排紙トレイを装備すること。	
環境対応	グリーン購入法適合商品・エコマーク認定商品であり、国際エネルギー評議会プログラムの基準に適合していること。	
セキュリティ	コピー等の際のHDD内の原稿データをジョブ終了時に上書き消去できること。	

4 設置

(1) 設置台数 1台

(2) 設置場所 宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁防災庁舎2階 宮崎県福祉保健部医療政策課

5 納入条件

- (1) 新品に限る(工場から出荷された状態で搬入の上、据付、調整及び動作確認を行うこと。)。
- (2) 概ね幅110cm×奥行き110cm以内に設置可能であること。
- (3) 県庁LANへ接続し、職員がプリンター及びスキャナーとして使用できるよう複合機の環境設定を行い、必要に応じて職員PCへのドライバインストール等の作業を実施すること。
- (4) FAX回線に接続し使用できる状態にするとともに、既設機に設定されたFAX短縮ダイヤルを新設機にも設定すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項で必要と思われる作業は、担当者に報告の上、受注者の責任において実施すること。

6 保守及び消耗品等供給

- (1) 設置した複合機を常に良好な状態に保つため、複合機に精通した保守要員により常時保守できる体制を整えるとともに、次の作業を実施すること。
ア 感光体、トナー、部品等の交換(感光体、トナー、部品等にかかる費用を含む。)
イ 定期的な保守(点検、調整)や故障時の修理
ウ 機器の故障等が発生した場合には、速やかに現地に到着できる体制を確保すること。また、故障により業務に支障をきたす恐れのある場合は、同等の機器を無償で調達、設置すること。
- (2) 当課の月間使用見込み枚数は以下のとおりであるが、この枚数を保証するものではない。
26,000枚(モノクロ18,000枚、フルカラーコピー7,000枚、フルカラープリント1,000枚)

7 その他見積条件

- (1) 入札書は、消費税抜きの金額で作成すること。
- (2) 保守及び消耗品等料は、仕様書の6(2)の積算基準枚数により算出すること。
- (3) 入札金額は、賃借料と保守及び消耗品等料それぞれの総額(60月分)の合計を記載すること。
- (4) 入札にあたっては、上記入札金額を比較し、最も低い価格で入札した者を落札者とする。ただし、賃借料と保守及び消耗品等料の額が、それぞれの予定価格を下回っていることも条件とし、どちらかが条件を満たさない場合は、落札者とされないので注意すること。
- (5) 上記において、次点の入札をした者が全ての条件を満たした場合、その者を落札者とする。
- (6) 入札書とともに保守及び消耗品等料の積算内訳を作成し、2つを合わせ、割印を押すこと。
- (7) 保守及び消耗品等料を請求する際のプリント枚数について、機械の点検と調整、また故障した不良プリント枚数を、モノクロは2%相当数を控除、カラーは5%相当数を控除することを条件とする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項、または記載事項に疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。